

## 山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、介護保険施設等の円滑な開設を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助対象事業)

第3条 この補助金は、介護施設等の開設時や既存施設の増床の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業（以下「開設準備事業」という。）を対象とする。ただし、次に掲げる場合は、対象としない。

- (1) 平成27年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業である場合
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
- (3) 他の県補助制度又は国負担（補助）制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1欄を補助事業者とし、市町村が補助事業者となる場合は、民間事業者への補助により事業を実施することができるものとする。

### (補助金の交付の対象となる経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表第5欄に掲げるとおりとする。

### (補助金交付額の算定方法)

第6条 開設準備事業の補助金交付額は、別表の第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める配分基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、

次に定める補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が施設設置者の場合

介護基盤開設準備等事業費補助金交付申請書（様式第1-1号）

(2) 補助事業者が市町村の場合

介護基盤開設準備等事業費補助金交付申請書（様式第1-2号）

（補助金交付の条件）

第8条 規則第6条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 県の補助により補助事業者が開設準備事業を実施する場合

県が、補助事業者が実施する開設準備事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して、この補助金を交付する場合は、補助事業者（以下「県補助事業者」という。）に対し、次の条件を付すものとする（ただし、(2)に定める場合は除く。）。

① 県補助事業者が開設準備事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

② 県補助対象事業の内容を変更（次に定める軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

イ 事業に要する経費の配分については、経費区分間のいずれか少ない額の20%以内の変更。

③ 県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合は、中止・廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

④ 県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 県補助事業者が市町村の場合

開設準備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、開設準備事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（開設準備事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 県補助事業者が市町村以外の場合

開設準備事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（開設準備事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

⑤ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（県補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- ⑥ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑦ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 県補助事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- ⑨ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に、様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- ⑩ 県補助事業者が①から⑨により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 市町村の補助により民間事業者が開設準備事業を実施する場合

県が、市町村の補助により民間事業者が実施する開設準備事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、市町村に対し次の条件を付すものとする。

- ① 市町村補助対象事業の内容を変更（次に定める軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。
  - イ 事業に要する経費の配分については、経費区分間のいずれか少ない額の20%以内の変更。
- ② 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止・廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- ③ 市町村補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ④ 市町村が、市町村補助対象事業に対して、県からの補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。
  - ア 市町村補助事業者が市町村補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入

札によるものとする。

イ 市町村補助対象事業の内容を変更(次に定める軽微な変更を除く。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ア) 事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

(イ) 事業に要する経費の配分については、経費区分間のいずれか少ない額の20%以内の変更。

ウ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 市町村補助事業者が市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)に、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

コ 市町村補助事業者がアからケにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

⑤ ④により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑥ ④のカにより、市町村補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- ⑦ ④のケにより市町村補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑧ 市町村補助事業者が④により付した条件に違反し、④のコにより市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、開設準備事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次のとおり事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が施設設置者の場合

介護基盤開設準備等事業費補助金実績報告書(様式第5-1号)

(2) 補助事業者が市町村の場合

介護基盤開設準備等事業費補助金実績報告書(様式第5-2号)

2 補助金の経理

開設準備事業の実績報告をする際には、県からの補助金交付年度毎に経理を区分しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

附則(平成28年3月31日一部改正)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年度以後に実施する事業について適用し、平成27年度において旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附則(平成30年8月28日一部改正)

- 1 この要綱は、平成30年8月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年8月28日以後に実施する事業について適用し、旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附則（平成31年3月20日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費
民間事業者等 又は中核市	定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	・養護老人ホーム	800千円	定員数	
市町村	定員29名以下の地域密着型施設等			
	・地域密着型特別養護老人ホーム	800千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,300千円	施設数		
民間事業者等 又は中核市	介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
	・介護医療院	200千円	定員数 (転換床数)	

※ 中核市内で実施される補助対象事業については、中核市を補助事業者とする。